

●会計年度任用職員●

公開日	令和 8 年 2 月 2 日
職 種	パートタイム会計年度任用職員(教員免許関係業務)
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○教員免許事務に関する事務処理 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の受付、証明書発行事務等 ・システムへのデータ入力 ・教員免許関係書類の整理 ・収納金額のチェック等 ・教員免許に関する電話、窓口対応 ○庶務用務 <ul style="list-style-type: none"> ・文書収受、発送 ・その他事務補助 ○会計事務 <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行事務(各種支払い等) ・物品の調達、在庫管理等
人 数	1 名
報酬等 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬月額 179,527 円～199,847 円(地域手当に相当する報酬額を含む。) <u>※報酬額は上記の範囲内で職歴等を考慮し決定します。</u> ○通勤手当(片道通勤距離 2 km以上が支給対象) <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用の場合 最も経済的な乗車券の額を支給 ・自動車等による通勤の場合 月額 36,300 円を上限に通勤距離に応じた額を支給 ○期末手当(6 月以上の任期、かつ、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上で基準日(6 月 1 日、12 月 1 日)に在職する場合に支給) <ul style="list-style-type: none"> ①6 月 報酬月額の 1.2625 ヶ月分 <u>※在職期間に応じて割落しが発生します。</u> ②12 月 報酬月額の 1.2625 ヶ月分 ○勤勉手当(6 月以上の任期、かつ、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上で基準日(6 月 1 日、12 月 1 日)に在職する場合に支給) <ul style="list-style-type: none"> ①6 月 報酬月額の 1.0625 ヶ月分 <u>※在職期間に応じて割落しが発生します。</u> ②12 月 報酬月額の 1.0625 ヶ月分
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(採用後 1 か月間は、条件付採用期間) <u>※翌年度も同一の職が設置され、任用期間の勤務実績が良好な場合には、再度の任用を行う場合があります。</u>
勤務時間	勤務時間:週 35 時間勤務 ※勤務時間等は協議の上、決定します。
休日	土日、祝日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
勤務場所	香川県教育委員会事務局義務教育課(高松市天神前6番1号)
加入保険等	<ul style="list-style-type: none"> ○共済組合(短期給付) ○厚生年金保険 ○雇用保険 ○公務又は通勤による災害に遭った場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。
問合せ先	香川県教育委員会事務局義務教育課 TEL:087-832-3744 担当:廣瀬
募集期間	令和 8 年 2 月 2 日(月)～令和 8 年 2 月 16 日(月)
備 考	<p>雇用から 1 か月間は条件付採用期間となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パソコンの基本操作(ワード、エクセル)ができること。 ○OA機器による入力業務又は電話による問合せ等の窓口業務の経験者を優先。

- 香川県教育委員会により、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般職非常勤職員である「パートタイム会計年度任用職員」として任用され、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- 次の地方公務員法第 16 条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 報酬等、加入保険等については、今後の給与改定・制度改正により変更となる場合があります。
- ハローワークを通じて応募してください。なお、応募者多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- 面接及び書類による選考を行います。
- 面接の時間等については、応募後、電話等にてご連絡いたします。